

第6章 実現化方策

1. 計画の実現に向けた取り組み方針

緑のマスタープランは、緑のまちづくりの指針としての役割を示すものです。したがって、計画の実現に向けては、緑のマスタープランに示した内容に基づき、個別・具体的な事業計画の策定や、関係機関との調整・協力、市民との協働などにより計画の実効性を確保していく必要があります。このことから、市民・事業者・行政が連携を図りながら、効率的かつ効果的に事業を推進していきます。



行政 : 行政が主体となるもの

市民 : 市民・民間事業者が主体となるもの

官民 : 官民連携または行政もしくは市民・民間事業者が主体となるもの

2. 計画の進捗管理

緑のマスタープランに掲げた将来像「健康的で快適な暮らしが実感できる個性豊かな緑のあるまち」の実現に向け、指標及び目標値・方向性を設定することにより、進捗状況を管理しながら具体的な施策を展開していきます。

具体的な施策を展開するにあたっては、社会経済情勢の変化や市民意向を把握しつつ、計画(Plan)、実践(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)を順次行なっていく「PDCAサイクル」により進めます。

なお、計画期間の中間年度及び最終年度においては、本指標の計測による評価の公表に努めます。

評価指標

指 標	現況値	目標値・方向性 2029(令和11)年度
身近な公園・緑地の親しみやすさ	53.3% (2018(平成30)年度)	↑
公園の維持管理を行っている地元団体数	35団体 (2018(平成30)年度末)	↑
都市計画区域内の都市公園 ^{※1} 面積	66.8ha (2018(平成30)年度末)	69.3ha
都市計画区域の1人当たり都市公園 ^{※1} 面積	4.9㎡/人 (2018(平成30)年度末)	5.4㎡/人
都市計画区域の都市公園等 ^{※2} 面積	151.3ha (2018(平成30)年度末)	155.2ha
都市計画区域の1人当たり都市公園等 ^{※2} 面積	11.1㎡/人 (2018(平成30)年度末)	12.2㎡/人

※1 都市公園：街区公園、近隣公園、都市緑地など

※2 都市公園等：都市公園と公共施設緑地（児童遊園、公共的な施設など）